|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 農産物検査業務規程  第１章～第３章（略）  第４章　農産物検査の業務の実施  第11条～第15条（略）  （農産物検査の業務の実施方法）  第16条　農産物検査員は、検査場所の環境が第35条第２項の環境点検により適切に維持･管理されていることを確認した上で、規則第16条に規定する機械器具その他の設備（第33条において「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。  第17条～第19条（略）  第５章、第６章（略）  第７章　農産物検査の公正な実施のために必要な事項  第27条～第32条（略）  （機械器具等及び検査場所の保守点検）  第33条　本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。  ２　本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、次の各号に掲げる場合に応じて、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。なお、環境が適切に維持されていることを確認した者は、環境点検実施状況確認簿（別記様式）を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくこととする。  一　登録検査機関が所有する施設（ＣＥや倉庫等）を検査場所として使用する場合  　　　施設の担当部局が環境点検を定期的に実施することによって、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。  　　　ただし、登録検査機関が所有する施設が、食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類をもって、環境点検を省略することができる。  二　登録検査機関が、第三者との間での賃貸借契約を結ぶ又は承諾を得ることによって使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所とする場合  　　　農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。  第34条～第38条（略）  別記様式  （環境点検実施状況確認簿）  環境点検実施状況確認簿   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 検査場所： | | 検査場所： | | | 確 認 日 | 確 認 者 | 確 認 日 | 確 認 者 | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | | 農産物検査業務規程  第１章～第３章（略）  第４章　農産物検査の業務の実施  第11条～第15条（略）  （農産物検査の業務の実施方法）  第16条　農産物検査員は、規則第16条に規定する機械器具その他の設備（第33条において「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。  第17条～第19条（略）  第５章、第６章（略）  第７章　農産物検査の公正な実施のために必要な事項  第27条～第32条（略）  （機械器具等の保守点検）  第33条　本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。  第34条～第38条（略）  （新規） |